定年後再雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関する協定書

株式会社　　と 株式会社　　従業員代表は、高年齢者雇用安定法第９条第２項の定めにより、定年後再雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に関し、次の通り協定する。

第１条（対象者となる高年齢者に係る基準）

継続雇用(再雇用)制度の対象となる高年齢者に係る基準を次の通り定める。下記基準を全て満たす者を制度の対象とする。ただし、下記基準を満たさない場合でも、会社が特に必要と認めた者については再雇用制度の対象とすることがある。

① 定年退職後も再雇用制度により、会社で引き続き勤務することを希望しており、気力について適当と認められる者
② 懲戒処分該当者でないこと。
③ 定年退職後に従事する業務を遂行する上で、健康状態に支障がないと直近の健康診断等で判断されること（判断困難な場合、医師の診断書を提出させることがある。又、会社指定の医師による診断書を提出させることがある。）
④ 職務遂行に必要な資格又は人脈、技術、法律、知識等の専門知識及び能力、執務態度等を有していること。
⑤ 定年退職後に従事する業務を遂行するための技術を保持しており、発揮することができること。
⑥ 業績成績、人事考課について標準以上であること。
⑦ 定年退職後直ちに業務に従事できる者
⑧ 自宅もしくは自己の用意する住居より通勤可能な者
⑨ 指導教育の技能・知識・態度等を有し、積極的に意識を持って取り組んでいる者

第２条（協定の改廃）

本労使協定について廃止または変更・改定の必要があるときは、会社と従業員代表との協議により改廃を行うものとする。

平成　　年　　月　　日

株式会社

代表取締役　　㊞

従業員代表　　㊞